

グローバル・レピュテーションリスクに対処するための 人権 DD と苦情処理メカニズム整備の実践手法

～英国現代奴隷法、東京五輪調達コード、国連ビジネスと人権指導原則への対応を中心に～

たかはしだいすけ
講師 **高橋大祐** 氏 真和総合法律事務所 パートナー 弁護士

日時 平成30年1月29日(月) 午後2時00分～午後5時00分

2015年3月、英国で、企業にサプライチェーンにおける強制労働・人身取引への対応に関する開示を義務付ける英国現代奴隷法が採択された。同法は広く域外適用がなされ、現在、多くの日本企業も対応を進めている。2017年3月には、日本でも、環境・人権・労働など持続可能性に関する基準の遵守をサプライチェーンに働きかけることを要求する東京五輪調達コードが発表された。

このようなサプライチェーン管理のルール化の背景には、2011年に「ビジネスと人権」に関する国連指導原則が採択され、企業に対し、「人権デューディリジェンス」(「人権 DD」)が要求されたことにある。また、人権 DD にあたっては、企業を取り巻くステークホルダーからの苦情を適切に処理するためのメカニズムを整備することも要請されている。なお、日本政府も2016年11月に指導原則を実施するための国別行動計画策定の予定を公表した。

そこで、本セミナーでは、指導原則、英国現代奴隷法、東京五輪調達コードなどビジネスと人権に関する法規制の最新動向と実務影響を具体的に解説する。その上で、指導原則に基づき求められる人権 DD や苦情処理メカニズム整備の実践方法についても、これを補完する CSR 条項の解説と共に、具体的に議論する。

第1 ビジネスと人権国連指導原則の概要と関連規制の最新動向

- 1 サプライチェーン管理のルール化の契機としての指導原則の採択
- 2 指導原則の要点解説
- 3 求められる人権 DD とサプライチェーン管理の具体的内容
- 4 人権 DD を補完する CSR 条項
- 5 関連規制の最新動向(フランス人権 DD 法、米国連邦調達規則、米国貿易促進化・貿易執行法、EU 非財務情報開示指令等)
- 6 国別行動計画の最新動向

第2 英国現代奴隷法の域外適用と対応策

- 1 法令・ガイダンスの要点解説
- 2 日本企業への域外適用の範囲と法的根拠
- 3 求められる DD と開示の具体的内容
- 4 企業の開示・対応状況の最新動向

第3 東京五輪持続可能性に配慮した調達コードへの対応策

- 1 適用範囲
- 2 持続可能性に関する基準のポイント
- 3 コード遵守のために求められる DD と開示の内容
- 4 サプライチェーンへの働きかけの方法

第4 人権 DD の実践方法：ケーススタディを通じて

第5 苦情処理メカニズム整備の実践手法

- 1 指導原則が求める苦情処理メカニズムの要素
- 2 内部通報・クレーム処理制度との異同
- 3 企業・団体における先行事例と課題
- 4 日本企業における留意点

【講師紹介】弁護士(日本)／法学修士(米・仏・独・伊)。企業・金融機関に対し、グローバルコンプライアンス・ESG・危機管理に関する案件に対応するほか、社内規程整備・社内研修などの内部統制システム整備の支援も担当。日弁連の弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制プロジェクトチーム副座長として、日弁連人権 DD ガイダンスや CSR 条項モデル条項の策定にも関わる。国際法曹協会 CSR 委員会オフィサー、早稲田大学日米研究所招聘研究員、JETRO アジア経済研究所ビジネスと人権研究会委員、上智大学法学部非常勤講師なども務める。【関連論文】「企業のサステナビリティを高めるための苦情処理メカニズムの強化」(会社法務 A2Z 2017年11月号)、「ESG 関連リスクの管理・開示のあり方—CG コード第2章への対応を視野に—」(旬刊商事法務 No.2146・2147)、「ビジネスと人権をめぐる各国法規制の動向と国別行動計画の役割」(アジア研ワールド・トレンド 2017年9月号)、「人権デュー・ディリジェンスの実践手法」(ビジネス法務 2017年8月号)、「サプライチェーン・インベストメントチェーンにおける CSR 条項の活用」(自由と正義 2015年12月号)、「グローバル時代の CSR 法務戦略」(証券アナリストジャーナル 2014年8月号)、「サプライチェーンにおける CSR 法務戦略」(NBL1001・1002・1003号、共著)ほか多数。 ※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年1月29日(月)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,400円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

グローバル・レピュテーションリスクに対処するための
人権DDと苦情処理メカニズム整備の実践手法

1/29

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成 年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい *セミナーコード 0179 (Law-300179)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。